

熊本県告示第50号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成15年1月16日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
宇土郡不知火町大字高良2273の1 松合漁港海岸管理者 不知火町長
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宇土郡不知火町大字松合字和田原1863の1並びに字和田原（1853の3＋1853の9＋1864の1＋1864の2＋1865の1＋1865の3＋1865の4＋1865の5）、1865の6、1865の7、1865の8、1865の9、1865の10、1865の11、1865の12、1865の13、1865の14、1865の14及び1912の1に介在する無番地並びに1912の1に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ平成14年春分の日満潮位（D. L. ＋4.12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 基準点松合四等三角点（北緯32度37分41秒、東経130度36分48秒）から237度52分48秒 775.95メートルの地点
2の地点 1の地点から53度07分42秒 10.17メートルの地点
3の地点 2の地点から324度00分28秒 7.76メートルの地点
4の地点 3の地点から8度38分08秒 80.10メートルの地点
5の地点 4の地点から33度12分59秒 20.00メートルの地点
6の地点 5の地点から269度56分21秒 4.81メートルの地点
 - (3) 面積
1,864.58平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇土郡不知火町大字松合字和田原1863の1地先、字和田原（1853の3＋1853の9＋1864の1＋1864の2＋1865の1＋1865の3＋1865の4＋1865の5）、1865の6、1865の7、1865の8、1865の9、1865の10、1865の11、1865の12、1865の13、1865の14、1865の14及び1912の1に介在する無番地並びに1912の1に隣接する無番地（道路）地内及び地先並びに字和田原1865の14、1865の14及び1912の1に介在する無番地並びに1912の1に隣接する無番地（道路）、1865の14及び1912の1に介在する無番地並びに1912の1に隣接する無番地（道路）地内及び地先公有水面
 - (2) 区域
次のAの地点からEの地点までを順次直線で結んだ線、Eの地点と6の地点を直線で結んだ線、6の地点から11の地点までを順次直線で結んだ線、11の地点とFの地点を直線で結んだ線、Fの地点からNの地点までを順次直線で結んだ線及びNの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
Aの地点 基準点松合四等三角点（北緯32度37分41秒 東経130度36分48秒）から236度52分04秒 759.95メートルの地点
Bの地点 Aの地点から324度00分27秒 20.34メートルの地点
Cの地点 Bの地点から8度38分40秒 76.96メートルの地点
Dの地点 Cの地点から33度13分12秒 27.90メートルの地点
Eの地点 Dの地点から271度10分20秒 14.49メートルの地点
6の地点 Eの地点から173度37分57秒 5.04メートルの地点
7の地点 6の地点から250度09分15秒 15.53メートルの地点
8の地点 7の地点から222度05分51秒 2.24メートルの地点
9の地点 8の地点から215度34分31秒 3.28メートルの地点
10の地点 9の地点から203度04分34秒 3.29メートルの地点
11の地点 10の地点から203度04分26秒 2.14メートルの地点
Fの地点 11の地点から270度16分57秒 8.27メートルの地点
Gの地点 Fの地点から183度20分50秒 5.72メートルの地点
Hの地点 Gの地点から192度09分12秒 10.92メートルの地点
Iの地点 Hの地点から190度20分13秒 45.61メートルの地点
Jの地点 Iの地点から183度31分28秒 22.37メートルの地点
Kの地点 Jの地点から175度21分10秒 8.56メートルの地点
Lの地点 Kの地点から191度16分25秒 5.27メートルの地点
Mの地点 Lの地点から204度52分00秒 4.89メートルの地点
Nの地点 Mの地点から135度47分53秒 21.70メートルの地点
 - (3) 面積
3,642.58平方メートル